

答 申 第 1 号  
平成13年12月25日

長 崎 県 知 事 金 子 原 二 郎 様

長 崎 県 個 人 情 報 保 護 審 査 会  
会 長 松 井 修 視

### 個人情報 の 取 扱 い に つ い て ( 答 申 )

平成13年10月31日付け13総文第128号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

なお、今回の諮問は、実施機関による悉皆調査に基づき、大部分が類型として示されています。このため、新たに例外的な取扱いを必要とする個人情報取扱事務が生じた場合には、当該事務が各々の類型に該当するかどうかの判断については、特に慎重に行うこととし、その結果当該事務が類型に該当しない場合には、新たに審査会に諮問することとされるよう要望します。

また、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いします。

#### 記

#### 1 条例第7条第2項第7号に基づく個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、いずれも本人以外からの収集が必要なものと認められます。

ただし、本人からの収集の原則の趣旨を踏まえ、本人以外から収集する個人情報の範囲や必要性の検討を十分に行い、事務に必要な範囲で最小限の収集とすべきであると考えます。

#### 2 条例第7条第3項に基づく思想、信条等に関する個人情報の収集の制限の例外に関する事項について

諮問された事項については、個人情報取扱事務の目的を達成する上で、いずれも必要なものと認められます。

ただし、思想、信条等に関する個人情報は、個人の権利利益を侵害するおそれが高いものであることから、諮問のあった類型に該当すると判断される場合であっても、収集については可能な限り本人から行うべきであると考えます。

### 3 条例第8条第1項第7号に基づく利用・提供の制限の例外に関する事項について

諮問された事項については、個人情報の利用・提供を行う必要があると認められます。

ただし、類型1から類型3までについては、情報提供の相手方が民間団体であることから提供先の選定に当たっては慎重を期し、提供を行うに当たっては、相手方の使用目的や提供される個人情報の範囲からみて提供すべき理由に合理性がある場合に限り提供できるものとし、この場合においては、実施機関は、条例第8条第2項の規定に従い、当該個人情報の保護のために適切な措置を講じられるよう要請します。

### 4 条例第9条第2項に基づくオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項について

諮問された事項については、いずれもオンライン結合による提供が必要なものと認められます。

ただし、不正なアクセスによる個人情報の漏洩・改ざんを防止するため、実施機関及びオンラインで結ばれる提供先の双方において、情報通信技術の急速な進展に即応して、担当者の特定やパスワードの適正な管理などにより万全のセキュリティを将来にわたって確保されるよう要請します。

(別紙)

## 諮問に係る事項

### 1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項(第7条第2項第7号)

番号	類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
1	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。	栄典、表彰等は、事務の性質上、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。 栄典等の候補者になったことを本人が知れば、期待を抱くことになり、選考の対象外となったときに、選考事務に不信感を生むことになる。
2	委員、講師、指導者等を選任する事務を行うに当たり、人選に必要な範囲内で候補者に関する情報を当該候補者の所属する団体等から収集するとき。	委員等の適任者を幅広く求めるため、本人以外から候補者に関する個人情報を収集する必要がある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の目的達成に支障をきたす。 団体の推薦の場合は、推薦という事務の性質上、本人から収集することができない。
3	県民等からの相談、苦情、要望、陳情等により提供される個人情報の中に、当該相談者等以外の者に関する個人情報が含まれているとき。	相談等における情報は、相談者等の自由意思により一方的に提供されるものであり、実施機関としては、その性質上、収集に選択の余地がない。 県民等から寄せられる相談や苦情、要望、陳情等の内容に相談者等以外の者の個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握することなしには、事務を適切に処理することができない。
4	教育や福祉における評価、指導等を行うに当たり、本人以外のものから収集するとき。	学校、社会福祉事業及び社会福祉施設における評価、指導等の事務においては、保護者、関係者等から対象となる個人についての情報を収集することが円滑な実施のために必要なときがある。 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。
5	争訟、交渉、検査、監査、取締り等の事務に当たり、本人から収集したのでは事務の目的を達成することが困難と認められるとき。	本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず事務の公正な運営に支障をきたすおそれがある。 争訟、交渉、検査、監査、取締り等の事務においては、本人以外の者から個人情報を収集することが、当該事務の公正かつ円滑な実施のために必要なときがある。

番号	類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
6	各種の申請、届出等に伴い提出される情報に当該申請者等以外の者に関する個人情報が含まれているとき。	申請書の内容には、申請者等以外の者に関する個人情報が必要な場合がある。
7	団体等に対して指導し、又は補助金等の交付を行うに当たり、団体等の職員、構成員又は団体が設置し、若しくは運営している施設の入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集するとき。	これらの情報は、当該団体等でなければ保有していない情報である。 情報の客観性、正確性を確保するため、当該団体等から収集する必要がある。 団体等の指導又は補助金等の交付に際して、事務に必要な範囲で実施機関が当該団体等の職員、構成員等に関する個人情報や施設の利用者、入所者等に関する個人情報を収集することは必要なことである。
8	委託契約等に当たり、当該委託契約等の受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集するとき。	法人等との委託契約等に当たって、契約内容等によっては、委託先の従業員等に関する個人情報を当該法人等から収集することが必要なときがある。
9	職員の任免等を行うに当たり、本人以外のものから収集するとき。	職員の任免等の事務においては、任用に当たっての適格性の審査や免職等の処分を行うに当たっての事案に応じた的確な処理等を行うため、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集することが必要なときがある。
10	職員が関係する事故の処理に当たり、事故の当事者等から職員及び相手方等に関する個人情報を収集するとき。	職員が関係する事故の適切な処理・対応を行うため、事故の当事者双方から相手方の情報を収集したり、病院等の当事者以外の者から当事者に関する個人情報を収集する必要がある。
11	県民等への情報提供・情報発信を行うための取材等の対象者等の選定に当たり、本人以外のものから収集するとき。	取材等の対象者等を選定するに当たっては、取材等の条件に合致する者を把握しなければならないが、そうした者を把握する手がかりとしては、該当する本人の申出を待つだけではならず、本人の所属する団体等本人以外のものから、本人の個人情報を収集することが必要なときがある。
12	病院、保健所等の機関において、的確な診療、予防行為を行うに当たり、家族等本人以外のものから収集するとき。	患者や受診者等に対し、的確な医療、保健指導等を行うに当たっては、本人の過去の治療歴等に関する個人情報を主治医や家族等の本人以外のものから収集することが必要なときがある。

番号	類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
1 3	<p>県の融資制度を運営するに当たり、取扱金融機関から借受者の償還状況等に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>県の各種融資制度の運営については、借受者の償還状況等を正確に把握する必要があるが、本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じるため、金融機関から収集することが必要である。</p>
1 4	<p>本人の所在不明等の理由により、本人から収集することが困難なとき。</p>	<p>本人の所在不明や違法行為の実行者が不詳である等の理由により本人から収集できない場合には、家族又は本人が所属する団体や近隣住民等から当該本人の個人情報を収集する必要がある。</p>
1 5	<p>公共事業において、土地、家屋等の取得、収用、使用等に当たり本人の所有権等の権利関係等に関する個人情報を本人以外から収集するとき。</p>	<p>公共事業の円滑な推進を図るため、権利関係等を確認するに当たっては、本人以外のものから本人の個人情報を収集することが必要なときがある。</p>
1 6	<p>学術研究及び調査の対象となる情報の収集を行うに当たり、本人以外のものから個人情報を収集するとき。</p>	<p>大学、指導研究機関等における学術研究等の内容によっては、学術研究等上必要な個人情報の収集に当たり、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。</p>

2 思想・信条等に関する個人情報の収集の制限の例外に関する事項（第7条第3項ただし書）

(1) 類型事項

番号	類 型	収 集 す る 理 由 又 は 必 要 性 等
1	<p>栄典、表彰等の選考を行うに当たり、選考対象者、候補者の思想、信教、信条、犯罪歴等に関する個人情報を収集するとき。 【思想、信条等】 【差別原因となるおそれのある情報】</p>	<p>功績調書の中には、思想等に関する個人情報が含まれるときがある。 栄典、表彰等を行う場合、犯罪歴を有する者が当該栄典、表彰等の候補者となることは、社会通念上、県民等の感情にそぐわないと考えられることから、これらの選考にあたっては、犯罪歴等の有無を確認する必要がある。</p>
2	<p>委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、思想、信条等に関する個人情報を収集するとき。 【思想、信条等】</p>	<p>委員等の選任にあたっては、適任者の選任の過程において、本人の思想等に関する個人情報を収集することが必要なときがある。</p>
3	<p>県民等からの相談、要望、陳情、意見等の中で、相談者等の意思により、思想等に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集することとなるとき。 【思想、信条等】 【差別原因となるおそれのある情報】</p>	<p>県民等から寄せられる相談等の中には、思想等に関する個人情報が含まれる場合があるが、これらの個人情報は、相談者等により一方的に提供されるものであるため、その性質上、収集の選択の余地がない。 実施機関としても、当該相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集する必要がある。</p>
4	<p>教育や福祉における評価、指導等を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。 【思想、信条等】 【差別原因となるおそれのある情報】</p>	<p>学校、社会福祉事業及び社会福祉施設における評価、指導等の事務においては、事務の目的の範囲内で思想等に関する個人情報を収集することが必要なときがある。</p>
5	<p>争訟、交渉等の事務を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。 【思想、信条等】</p>	<p>争訟等に関する事務において、実施機関としての主張・立証等を行うに当たり、事案の内容によっては、当事者や関係者の主義・主張等の思想等に関する個人情報を収集することが必要なときがある。</p>
6	<p>作文等のコンクールや試験等の事務に当たり、作文、論文等の中で個人の意思により思想等に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集することとなるとき。 【思想、信条等】</p>	<p>各種のコンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、自由な意思で記述されており、その中には思想、信条等の収集が制限されている情報が含まれている場合があるが、これらの情報は、一方的に提供されるものであり、実施機関としては、その性質上、収集の選択の余地がない。</p>
7	<p>県民等への情報提供・情報発信を行うための取材等の対象者等の選定に当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。 【思想、信条等】 【差別原因となるおそれのある情報】</p>	<p>記事や番組を作り上げるための取材するに当たり、思想等に関する個人情報を収集することが必要なときがある。</p>

番号	類 型	収集する理由又は必要性等
8	議会への対応をする中で議員の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条等に関する個人情報を収集するとき。 【思想、信条等】	議会への対応をする中で議員の政党名、会派名、政治理念等の思想、信条等に関する個人情報を収集することが必要なときがある。
9	海外からの研修生、来訪者等の受け入れを行うに当たり、当該研修生等の信仰等に関する個人情報を収集するとき。 【思想、信条等】	海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たっては、生活習慣の違いや食事の制限等を把握し、当該研修生等の滞在中、適切な対応を図るため信仰等に関する個人情報を収集する必要がある。
10	病院、保健所等の機関が、診察、疾病等の予防を行うに当たり、患者等の思想等に関する個人情報を収集するとき。 【思想、信条等】 【差別原因となるおそれのある情報】	県立病院や保健所等において、患者や受診者等の病状等に合わせた的確な治療行為や予防等の行為を行うに当たっては、当該患者の生活観や信仰に関する個人情報を収集する必要があるほか、生活歴等を聴取する中で、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するときがある。
11	公共事業において土地等取得するに当たり、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転等の費用や供養、祭礼費用の補償を適切に行うため、信教に関する個人情報を収集するとき。 【思想、信条等】	公共事業において、土地等を取得する場合、墳墓、神社、仏閣、教会等の改葬、移転等が必要となる場合に、その改葬、移転費用、供養、祭礼に要する費用や補償額の算定に当たっては、土地等の所有者の信教に関する個人情報を収集する必要がある。
12	大学等の教員が教育研究活動に係る調査等を行うに当たり、思想等に関する個人情報を収集するとき。 【思想、信条等】	教員の教育研究活動に係る調査ヒヤリング等を実施するに当たっては、その研究内容により、思想等に関する個人情報を収集するときがある。
13	地域改善対策事業を行うに当たり、当該事業を実施するため必要な個人情報を収集するとき。 【差別原因となるおそれのある情報】	地域改善対策事業を行うに当たっては、その対象となる者が同事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する対象地域の同和関係者又はその子弟であるかどうかの個人情報を収集することが必要なときがある。

## (2) 個別事務

番号	所属名	事務の名称	個人の類型	収集する個人情報	収集する理由又は必要性等
1	生活衛生課	墓地経営許可事務	申請者、関係人(檀家等)	信教	墓地を必要とする理由、必要数量を説明する資料のため

3 利用・提供の制限の例外に関する事項（第8条第1項第7号）

(1) 類型事項

番号	類 型	提 供 す る 理 由 又 は 必 要 性 等
1	<p>民間団体が実施する公益を目的とした表彰等の選考を行うに当たり、選考に必要な範囲で収集目的以外の目的で提供するとき。 ただし、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。</p>	<p>民間団体においても表彰の候補者を幅広く求めるためには、多くの機関から候補者の業績等の個人情報収集する必要がある。また、表彰等の事務の性質上、本人から収集したのでは、当該事務の公正な運営に支障を来したり、円滑な実施を困難にするおそれがある。 そこで候補者に関し、実施機関が収集した個人情報を収集時とは異なる目的で、表彰を実施する民間団体に提供することが必要なときがある。 なお、当該提供に係る個人情報が、民間団体の表彰等のために提供することを明示して収集したもののみの場合は、この類型に含まれない。</p>
2	<p>民間団体における委員、講師、指導員等の選任を行うに当たり、人選に必要な範囲内で、収集目的以外の目的で提供するとき。 ただし、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。</p>	<p>民間団体においても委員等の適任者を幅広く求めるためには、多くの機関から委員等の候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。また、選任等の事務の性質上、本人に知られることにより、当該事務の公正な運営に支障を来したり、円滑な実施を困難にするおそれがある。 そこで候補者に関し、実施機関が収集した個人情報を収集時とは異なる目的で、委員等の選任を実施する民間団体に提供することが必要なときがある。 なお、当該提供に係る個人情報が、民間団体の委員等の選任のために提供することを明示して収集したもののみの場合は、この類型に含まれない。</p>
3	<p>県民への公表を行うため、収集目的以外の目的で提供するとき。 ただし、その公表に公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。</p>	<p>対象となる個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等を総合的に判断し、公表することが社会通念上許容される範囲であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は、県民への公表（報道機関への発表・提供による場合を含む。）が妥当な場合がある。 また、犯罪、事故等特別な理由がある場合は、発表すること等が公益上必要なときがある。</p>
4	<p>試験研究等のため、県立病院、保健所等が保有する患者等の個人情報を収集目的以外の目的で提供するとき。 ただし、次の要件をいずれも満たす場合に限る。 試験研究等を行う上で、個人の識別が必要なこと。 本人の同意を得て試験研究等を行うことが困難な場合であること。 試験研究等を行うことが当該疾病の治療や予防に資する等公益上の必要性が認められること。 本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること。</p>	<p>試験研究機関等で行われる試験研究等の事業は、疾病等の実態把握を主たる目的として実施され、その成果は疾病対策の企画と基礎資料、疾病の原因究明等に活用されている。こうした分野への個人情報の提供は、公益上の必要性が認められるとともに、患者により的確な医療サービスを供給するという面でも重要な役割を果たしている。そのため、診療等の目的のために収集した個人情報を試験研究等の目的のために利用又は提供することの必要度が高いときがある。</p>



番号	類 型	提供する理由又は必要性等
5	地方自治法第96条に規定する事件議案の議決のため、当該事件に係る当該事件に係る個人情報事務の目的以外の目的で提供するとき。	地方自治法第96条では、地方公共団体の議会が議決しなければならない事件が定められており、これらの事件に係る事務を所管する実施機関は、議決を受けるため議案を議会に提出しなければならないが、当該議案の中にその事件の性質上、個人情報が含まれる場合がある。
6	県立病院が死亡した患者のカルテ等の診療情報を患者の遺族に提供するとき。 ただし、当該遺族の範囲を三親等内に限定するとともに、他の医療機関等第三者から得た診療情報の提供については、当該第三者の了解を得た上で提供するものとする。	死亡した患者の病状、経過等について、遺族が知りたいとの気持ちに応えとともに、医療に対する信頼を確保するため、死亡した患者のカルテ等の診療情報を遺族に提供することが必要な場合がある。

(2) 個別事務

番号	所属名	事務の名称	個人の類型	提供をする個人情報	提供先	提供する理由又は必要性等
1	原爆被爆者対策課	被爆者二世の証明事務	被爆者健康手帳所持者	手帳番号	被爆者二世	他の公共団体における二世に対する事業の中で、親の手帳番号が必要とされるものがある。
2	原爆被爆者対策課	被爆者である親の原申請書の交付事務	被爆者	被爆内容	申請者	被爆者である親が死亡し、被爆当時、胎児もしくは低年齢児童であった者が手帳交付申請する際必要なときがある。

4 オンライン結合による提供の制限に関する事項（第9条第2項）

(1) 特定のものに対する提供（個別システム）

番号	システムの名 称 【所管課】	提供対象の個人 の類型 【提供対象の個人 情報の記録項目】	提 供 先	システムの概要及びオンライン結合による 提供の必要性等
1	長崎県庁グル ープウェア (グループウ エア) 【情報政策課】	県職員 【氏名、職員番号、 所属、役職】	公安委員会、 警察本部、 議会	グループウェアの性質上、職員間の 連絡をするために必要。 ユーザーIDを与えられた職員のみ 利用可能なシステムとなっている。
2	福利厚生シス テム (組合員管理、 貸付・給付管 理) 【職員厚生課】	県職員、元県職 員 【氏名、識別番号、 住所、年齢・生年 月日、電話番号、 性別、家族状況、 親族関係、職業・ 職歴、収入】	共済組合、 (財)長崎県 職員互助会、	提供先が、県職員の福利厚生機関で ある共済組合等に限られ、事務の性質 上、情報提供の即時性や最新性が要求 される。手作業処理や磁気テープの搬 送では十分な成果が期待できない。 提供先においては、端末機の管理者 やファイルへのアクセス資格の定めが あり、実施機関においては、パスワ ード、IDカード等が必要なシステムと している他、定期的にデータのバック アップ及びバックアップ以降の更新デ ータを保存する等の措置をし、障害発 生に備えている。
3	毒物劇物営業 者登録システ ム 【健康政策課】	毒物劇物製造業 登録申請者、 毒物劇物販売業 登録申請者及び 毒物劇物取扱 責任者 【氏名、住所、健 康状態、学歴、資 格、刑罰の有無、 職業、本籍】	国(厚生労働省) 都道府県	毒物及び劇物取締法及び同法施行規 則等に定める登録項目を、厚生労働省 のウィッシュネットを介してオンライ ン結合し、厚生労働省での登録情報の 一元把握を可能とするとともに、関係 する都道府県での利用を可能とする。 都道府県をまたがる業者の登録項目 の整合性の確認を行う必要があること 及び保健衛生の危機管理のため、毒物 劇物の流通経路等を把握しておく必要 がある。 提供先は国等に限定されており、担 当者の特定やパスワードの設定など適 切な保護措置が講じられている。

番号	システムの名 称 【所管課】	提供対象の個人 の類型 【提供対象の個人 情報の記録項目】	提 供 先	システムの概要及びオンライン結合による提供の必要性等
4	母子寡婦福祉 資金貸付シス テム 【児童家庭課】	福祉資金借主、 福祉資金連帯借 主、福祉資金連 帯保証人 【氏名、住所、電 話番号、年齢、生 年月日、性別、家 族状況、職業、学 歴等、収入、資産 等、その他（母子 （寡婦）家庭とな った理由年月日、 貸付金の申請理由、 返済財源、償還状 況）】	県・市福祉 事務所	母子寡婦福祉資金の債権管理業務において、最新の収納状況を把握しての督促や納入通知書の再発行等を行うため、オンラインの利用は必要である。 提供先は県・市福祉事務所に限定されており、業務に携わる担当の特定やパスワードの設定等適切な保護措置を講じている。
5	宅地建物取引 業免許事務等 電算処理シス テム 【建築課】	宅地建物取引 業者（役員、事 業主、従事者） 及び宅地建物取 引主任者 【氏名、住所、本 籍又は国籍、生年 月日、性別、電話 番号、試験合格証 書番号、宅地建物 取引主任者登録番 号】	国(国土交通省)、 都道府県、 (財)不動産適 正取引推進機 構	宅地建物取引業免許等事務において、宅地建物取引業者や宅地建物取引主任者の欠格要件の該当者のチェックや兼任が認められていない専任取引主任者の重複等のチェックなどの大量の情報を正確に処理し、宅地建物取引業免許等の事務を迅速にかつ適切に進めるためには、全国で一元的なオンラインの利用が不可欠である。 提供先は国等に限定されており、業務に携わる担当の特定やパスワードの設定等適切な保護措置が講じられている。
6	県営住宅総合 管理システム 【住宅課】	県営住宅入居者、 退去者及び申込 者 【氏名・住所・年 齢・性別・生年月 日・電話番号・家 族の状況・口座番 号・家賃納入の状 況・経済状況】	長崎県住宅 供給公社	県営住宅管理事務においては、長崎県が住宅供給公社に入居者の募集、補修の受付などの業務を委託する一方、家賃の収納や強制退去の業務については県が自ら行っており、データを県と公社で共有することが不可欠で、オンラインの利用が必要である。 提供先は住宅供給公社に限定されており、住宅供給公社との委託契約において、公社職員の秘密の保持を明確に定めている。加えて、担当者の特定やパスワードの設定等適切な保護措置を講じる。

番号	システムの名称 【所管課】	提供対象の個人の類型 【提供対象の個人情報記録項目】	提供先	システムの概要及びオンライン結合による提供の必要性等
7	財務会計オンラインシステム 【出納局】	債権債務者 【住所、氏名、電話番号、取引金融機関、口座番号】	公安委員会、警察本部、議会事務局	債権債務者登録において、県における収入、支出事務の統一化、迅速化を図るためには、オンラインの利用が不可欠である。 提供先は、県の機関に限定されており、担当者の特定やパスワードの設定など適切な保護措置が講じられている。

(2) 不特定なものに対する提供（類型化したシステム）

番号	システムの名称	提供対象の個人の類型 【提供対象の個人情報項目】	提供先	提供の必要性及び提供の要件
1	インターネットを利用した県民等への行政情報提供システム	入選者、講演者、各種指導者、ボランティア関係者等 【氏名、連絡先その他本人の同意のある情報】	インターネット利用者	<p>提供の必要性</p> <p>インターネットは、情報の即時性、最新性、経費の低廉性などの特長があり、県政情報を提供する重要な手段の一つとなっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、次の要件を満たす場合には、インターネットを利用して個人情報の提供を行うことができるものとする。</p> <p>提供の要件</p> <p>インターネットにより個人情報を提供する際には次の要件をすべて満たしており、個人情報保護が図られていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民サービスの向上、住民負担の軽減、緊急性等の公益上の必要があること。</li> <li>2 ホームページで提供される個人情報の内容が社会通念上許容される範囲のものであること。</li> <li>3 インターネット等による個人情報の提供について本人の同意があること。ただし、歴史的人物等公の個人情報にあっては、公にすることが慣行となっていること、長崎県公報に掲載される個人情報にあっては、法令又は条例の規定に基づき、公表することになっており、個人情報の掲載について受忍限度内と考えられること。</li> </ol>